平成７年８月１日から平成８年７月31日まで	101
平成８年８月１日から平成９年７月31日まで	99
平成９年８月１日から平成10年７月31日まで	98
平成10年８月１日から平成11年７月31日まで	97
平成11年８月１日から平成12年７月31日まで	97
平成12年８月１日から平成13年７月31日まで	97
平成13年８月１日から平成14年７月31日まで	96
平成14年８月１日から平成15年７月31日まで	97
平成15年８月１日から平成16年７月31日まで	98
平成16年８月１日から平成17年７月31日まで	98
平成17年８月１日から平成18年７月31日まで	98
平成18年８月１日から平成19年７月31日まで	98
平成19年８月１日から平成20年７月31日まで	98
平成20年８月１日から平成21年７月31日まで	98
平成21年８月１日から平成22年７月31日まで	98
平成22年８月１日から平成23年７月31日まで	100
平成23年８月１日から平成24年７月31日まで	99

備考

1　この表及び備考において「遺族補償年金等」とは遺族補償年金若しくは遺族年金又は障害補償年金若しくは障害年金をいい、「遺族補償年金前払一時金等」とは遺族補償年金前払一時金若しくは遺族年金前払一時金又は障害補償年金前払一時金若しくは障害年金前払一時金をいう。

2　平成２年７月31日以前の期間に係る遺族補償年金等又は同日以前に支給すべき事由が生じた遺族補償年金前払一時金等が支給された場合におけるこの表の適用については、同表中「支給された遺族補償年金等の支給の対象とされた月又は支給された遺族補償年金前払一時金等の支給すべき事由が生じた月の属する期間」とあるのは、「労働者災害補償保険法第８条第１項の算定事由発生日の属する期間（支給された遺族補償年金等の額が労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律（平成２年法律第40号）第１条の規定による改正前の労働者災害補償保険法（以下「旧法」という。）第64条の規定又は労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律（昭和55年法律第104号。以下「改正法」という。）附則第10条の規定による改正前の労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭和40年法律第130号）附則第41条の規定若しくは改正法附則第11条の規定による改正前の労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭和48年法律第85号）附則第３条の規定により改定されたものである場合には、当該改定後の額を遺族補償年金等の額とすべき最初の月の属する年度（４月１日から翌年３月31日までをいう。以下同じ。）の前年度の属する期間とし、支給された遺族補償年金前払一時金等の額が旧法第65条の規定により改定されたものである場合には、当該改定に際して支給されるものとみなされる遺族補償年金等についてその改定後の額を当該遺族補償年金等の額とすべき最初の月の属する年度の前年度の属する期間とする。）」とする。

3　平成２年８月１日以後の期間に係る遺族補償年金等又は同日以後に支給すべき事由が生じた遺族補償年金前払一時金等（その支給の対象とされた月又は支給すべき事由が生じた月が労働者災害補償保険法第８条第１項の算定事由発生日（以下「算定事由発生日」という。）（平成23年４月１日前のものに限る。）の属する年度の翌年度の７月以前にあるものに限る。）については、算定事由発生日の属する年度の翌年度の８月を当該遺族補償年金等の支給の対象とされた月又は遺族補償年金前払一時金等の支給すべき事由が生じた月とみなして、この表を適用する。

4　算定事由発生日が平成23年４月１日以後である場合は、支給された遺族補償年金等又は遺族補償年金前払一時金等の額に乗ずべき率を100％とする。

○厚生労働省告示第四百四十六号

雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成二十一年政令第二百九十六号）第五十七条の二第三項の規定に基づき、雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令第五十七条の二第三項の規定に基づき厚生労働大臣が定める率（平成二十二年厚生労働省告示第三百十一号）の一部を次のように改正し、平成二十四年八月一日から適用する。ただし、同日前に死亡した者に係る葬祭料の額の算定については、なお従前の例による。

平成二十四年七月二十五日　　厚生労働大臣　小宮山洋子

第一号中「平成二十二年三月三十一日以前」を「平成二十三年三月三十一日以前」に改め、同号の表中「二四・七六」を「二四・七二」に、「二一・八〇」を「二一・七七」に、「二〇・五八」を「二〇・五四」に、「一九・六八」を「一九・六五」に、「一八・五七」を「一八・五四」に、「一七・九二」を「一七・八九」に、「一七・六六」を「一七・六三」に、「一六・五九」を「一六・五六」に、「一五・六二」を「一五・五八」に、「一三・九六」を「一三・九四」に、「一二・五八」を「一二・五四」に、「一一・三二」を「一一・三〇」に、「一〇・二二」を「一〇・二〇」に、「九・三五」を「九・三四」に、「八・四九」を「八・四七」に、「七・六四」を「七・六三」に、「六・七七」を「六・七五」に、「五・九二」を「五・九一」に、「五・〇九」を「五・〇八」に、「四・四六」を「四・四五」に、「三・八六」を「三・八五」に、「三・二五」を「三・二四」に、「二・八二」を「二・八一」に、「二・三七」を「二・三六」に、「二・一五」を「二・一四」に、

「

平成十四年四月一日から平成十五年三月三十一日までの日	〇・九九
平成十五年四月一日から平成十六年三月三十一日までの日	〇・九九
平成十六年四月一日から平成十七年三月三十一日までの日	〇・九九
平成十七年四月一日から平成十八年三月三十一日までの日	〇・九九
平成十八年四月一日から平成十九年三月三十一日までの日	〇・九九
平成十九年四月一日から平成二十年三月三十一日までの日	〇・九九
平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十一日までの日	〇・九九
平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日までの日	一・〇〇

」を

「

平成十四年四月一日から平成十五年三月三十一日までの日	〇・九八
平成十五年四月一日から平成十六年三月三十一日までの日	〇・九八
平成十六年四月一日から平成十七年三月三十一日までの日	〇・九九

」